

違約金に関する特約

第1条 受注者は、契約約款に規定する違約金のほか、この契約に係る下請負及び建築資機材発注の契約（いずれも受注者が直接締結する契約に限る。以下「下請等契約」という。）において、岐阜市内に本店を有する者との下請等契約の合計額が請負代金額の100分の5に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に満たない場合には、次の額を違約金として発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

請負代金額の100分の5に相当する額から岐阜市内に本店を有する者との下請等契約の合計額を減じた額

- 2 発注者は、当該工事目的物の引渡しまでの間に、受注者から関係書類の提出を受けて、下請等契約の状況の確認を行うものとする。
- 3 この契約の内容の変更に伴って請負代金額を変更した場合の第1項の請負代金額は、変更の内容及び原因に基づき発注者と受注者が協議して定める。

第2条 契約約款第60条の規定は、前条の違約金について適用する。